

答申案

1. 答申にあたり

「豊島区自治の推進に関する基本条例(以下「自治推進基本条例」)」は、まちづくりや区政への参加の基本ルールと地域社会の多様な主体による協働の基本原則を定めたものであり、参加と協働の基本理念のもとに、区民一人ひとりがまちづくりの担い手として、自らの手で自治の姿を作り上げていくうえでかかせない最高規範と位置づけられるものです。

本委員会は、この自治推進基本条例に、セーフコミュニティ活動と地域区民ひろばの基本的な考え方を位置づけることについて諮問を受けて以来、まず、現行条例制定後に展開が始まった両事業についての豊島区の取り組みと現状等について確認を行いながら、主に次の二つの論点すなわち、第一に、現行の規定において、セーフコミュニティ活動及び地域区民ひろばの理念が読み取れるかについて、第二に、セーフコミュニティ活動及び地域区民ひろばという具体的な施策をどこまで組み入れるのかについて、自治推進基本条例のあり様を含めて様々な視点から討論を行ってきました。

この過程で、安全・安心創造都市の理念はもとより、セーフコミュニティ活動や地域区民ひろばなどの豊島区の取り組みについては全ての委員が高く評価していることが確認されました。

また、自治の最高規範である本条例に、具体的な施策であるセーフコミュニティあるいは地域区民ひろばを規定することに対しては慎重に考えるべきこと、また、地域区民ひろばについては、コミュニティを基盤とする活動の拠点となりうる施設は地域区民ひろば以外にも多数存在すること、活動拠点の充実に努めることは現行の条例でも読み取ることなどの見解が披瀝される一方、両事業ともに、今後も変化、発展の可能性を秘めているものでありながら、豊島区を特徴づける取り組みであり、最高規範たる自治推進基本条例に豊島区らしさを盛り込む契機となるなどの意見も唱えられました。

こうした様々な意見も含め、これまでの検討内容を総括し、以下の意見を答申します。

2. 意見

(1) セーフコミュニティについて

後期基本計画策定時に豊島区が目指す姿として、「文化と品格を誇れる価値あるまち」に「安全・安心を創造し続けるまち」が加えられ、様々な都市像の集大成として「安全安心創造都市」が位置づけられました。また、平成 23 年 3 月の東日本大震災を経験したことにより、安全・安心を希求する区民の思いは切実なものとなっています。

安全・安心の確保は、区民、事業者等、区が協働により推進していかなければならないものであり、正に住民自治によって目指すまちの姿となるものです。その目指す姿を前文中の地域社会の将来展望のなかに加えることとするべきであると考えます。

また、前文の趣旨を明確にするためにも、コミュニティを基盤とする活動の原則の目的に安全・安心の考え方を加えることが考えられます。

地域のあらゆる主体が連携し、見守りの眼を行き届かせることによって安全・安心を実現することができます。セーフコミュニティは地域社会にかかわる多様な主体による協働の柱として位置付けられるものであり、横断的な連携・協働を積極的・継続的に推進していかなければなりません。豊島区独自のセーフコミュニティの考え方を自治の最高規範である本条例に位置付けることで、安全安心創造都市実現を目指すことがより明確になると考えられます。

(2) 地域区民ひろばについて

条例制定時に、構想として示されていた地域区民ひろばが、平成 18 年 4 月で 8 地区での本格実施から、現在では、18 地区 22 か所で運営され、年間利用者 72 万 3 千人、年間事業数は約 12,000 件にもなる事業展開を行っており、地域における活動の拠点として広く浸透してきました。

地域区民ひろばの運営や事業の企画、実施については、町会、民生・児童委員などの団体や個人による運営協議会に委ねられるなど、地域の主体性を発揮しながら地域の特性が生かせる仕組みづくりが進んでいます。

コミュニティを基盤とする活動の拠点と成り得る施設は他にもたくさんあります。しかし、そうした他の施設と地域区民ひろばが異なっているのは地域の多様な主

体による自主運営を行っているという点にあります。さらに自主運営が拡大、進展しつつあるなど運営協議会の自己決定、自己責任の原則に基づく運営が広がることが期待されており、地域区民ひろばは、協働による自治を推し進めている豊島区独自の特色であると評価することができます。

一方で、本条例では、コミュニティは区民の主体性に委ねられるものであり、区は側面からの支援を行うことが求められています。そこで、本条例中、地域区民ひろばを、コミュニティを基盤とする活動の拠点の一つとして位置づけるとともに、区は区民の自発的、主体的な活動を今後も積極的に支援していくことを明確にすることが考えられます。

3. 最後に

豊島区のよりよいまちづくりと自治の推進についての各委員の真摯な思いから、検討経過では前段で紹介したように様々な視点からの意見が披露されました。

今後、区におかれては、この答申の内容全体を咀嚼検討され、条例の改正にあたっていただくことを希望します。そして、今後も、日本一の高密都市として、区民が安全と安心を実感できるまちづくりを展開されるとともに、この条例改正が、豊島区の未来を切り開くまちづくりへの大きな手がかりとなることを大いに期待しています。